

「まち・ひと・しごと創生」に関する主な施策等について

「まち・ひと・しごと創生」に関する経緯及び今後のスケジュール

平成26年7月18日
閣僚懇談会にて、総理より「まち・ひと・しごと創生本部」設置指示

平成26年9月3日
石破地方創生担当大臣 任命
まち・ひと・しごと創生本部 設置(閣議決定)

平成26年9月12日
第1回まち・ひと・しごと創生本部会合
・まち・ひと・しごとの基本方針決定

平成26年9月19日
まち・ひと・しごと創生会議(第1回)
・長期ビジョン及び総合戦略に関する論点説明

平成26年11月21日
まち・ひと・しごと創生法成立 P2で説明
(11月28日公布、11月28日、12月2日施行)

平成26年12月26日
まち・ひと・しごと創生会議(第4回)
・長期ビジョン及び総合戦略について議論

平成26年12月27日
第4回まち・ひと・しごと創生本部
・長期ビジョン及び総合戦略の決定 P3以降で説明

閣議決定(「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」)

平成27年度中に、地方自治体において、中長期を見通した「地方人口ビジョン」と5か年の「地方版総合戦略」を策定

<参考> 政府の検討体制

まち・ひと・しごと創生本部	
本部長	総理大臣
副本部長	地方創生担当大臣 官房長官
本部員	他の全ての国務大臣

まち・ひと・しごと創生会議	
議長	総理大臣
副議長	地方創生担当大臣 官房長官
議員	・国土交通大臣等地方創生に関連の深い大臣 ・民間有識者

※この間、政府においては、2回の本部会合と2回の創生会議を開催

※国土交通省においては、7月の総理大臣指示以降、本部としての会合を3回開催

まち・ひと・しごと創生法の概要

平成26年11月28日公布・施行(一部)、12月2日施行(その他)

目的 (第1条)

少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくために、まち・ひと・しごと創生(※)に関する施策を総合的かつ計画的に実施する。

※まち・ひと・しごと創生：以下を一体的に推進すること。

まち…国民一人一人が夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営める地域社会の形成

ひと…地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保

しごと…地域における魅力ある多様な就業の機会の創出

基本理念 (第2条)

- ①国民が個性豊かで魅力ある地域社会で潤いのある豊かな生活を営めるよう、それぞれの地域の実情に応じた環境を整備
- ②日常生活・社会生活の基盤となるサービスについて、需要・供給を長期的に見通しつつ、住民負担の程度を考慮して、事業者・住民の理解・協力を得ながら、現在・将来における提供を確保
- ③結婚・出産は個人の決定に基づくものであることを基本としつつ、結婚・出産・育児について希望を持てる社会が形成されるよう環境を整備

- ④仕事と生活の調和を図れるよう環境を整備
- ⑤地域の特性を生かした創業の促進・事業活動の活性化により、魅力ある就業の機会を創出
- ⑥地域の実情に応じ、地方公共団体相互の連携協力による効率的かつ効果的な行政運営の確保を図る
- ⑦国・地方公共団体・事業者が相互に連携を図りながら協力するよう努める

まち・ひと・しごと
創生本部
(第11条～第20条)

本部長：
内閣総理大臣
副本部長(予定)：
内閣官房長官
地方創生担当大臣
本部員：
上記以外の全閣僚

案の作成
実施の推進

実施状況の
総合的な検証

まち・ひと・しごと創生
総合戦略(閣議決定)
(第8条)

内容：まち・ひと・しごと
創生に関する目標や施策
に関する基本的方向等

※人口の現状・将来見通しを踏まえるととも、
客観的指標を設定

勘案

勘案

都道府県まち・ひと・しごと創生
総合戦略(努力義務)(第9条)

内容：まち・ひと・しごと創生に関する
目標や施策に関する基本的方向等

勘案

市町村まち・ひと・しごと創生
総合戦略(努力義務)(第10条)

内容：まち・ひと・しごと創生に関する
目標や施策に関する基本的方向等

都道府県・市町村による「地方版総合戦略」策定の努力義務が規定されている

長期ビジョン

中長期展望

目指すべき将来の方向

- ・ 若い世代の希望実現により、出生率は1.8程度に向上。
- ・ 人口減少に歯止めがかかると、50年後1億人程度の人口を確保。
- ・ さらに、人口構造が「若返る時期」を迎える。
- ・ 「人口の安定化」とともに、「生産性の向上」が図られると、50年後実質GDP成長率は、1.5～2%程度を維持。

総合戦略(2015～2019年度の5か年)

基本目標(成果指標、2020年)

「しごと」と「ひと」の好循環作り

地方における安定した雇用を創出する

- ◆若者雇用創出数(地方)
2020年までに30万人
- ◆若い世代の正規雇用労働者等の割合
2020年までに全ての世代と同水準
- ◆女性の就業率 2020年までに73%

地方への新しいひとの流れをつくる
現状:東京圏年間10万人入超

- ◆地方・東京圏の転出入均衡(2020年)
- ・地方→東京圏転入 6万人減
- ・東京圏→地方転出 4万人増

若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

- ◆安心して結婚・妊娠・出産・子育てできる社会を達成していると考えられる人の割合
40%以上(2013年度19.4%)
- ◆第1子出産前後の女性継続就業率
55%(2010年38%)
- ◆結婚希望実績指標 80%(2010年68%)
- ◆夫婦子ども数予定(2.12)実績指標
95%(2010年93%)

好循環を支える、まちの活性化

時代に合った地域をつくり、安心して暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する

- ◆目標数値は地方版総合戦略を踏まえ設定

主な施策(国交省関連)

(1)地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする

- 観光地域づくり
- 地域の歴史・町並み・文化・芸術・スポーツ等による地域活性化
- 地域経済を支える建設業、造船業、運輸業等の担い手確保・育成

(2)地方への新しいひとの流れをつくる

- 地域移住希望者への支援体制
 - ・移住情報の提供・相談支援を一元的に行う全国移住促進センター(仮称)整備
- 二地域居住の本格支援
 - ・空き家・公的賃貸住宅の活用、LCC参入促進、中古住宅市場の流通促進等による費用軽減
- 「日本版CCRC」の検討
 - ※CCRC: Continuing Care Retirement Community(高齢者のための生活共同体)
- 政府関係機関の地方移転
- 遠隔勤務(サテライトオフィス、テレワークの促進)

(3)若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

- 「三世同居・近居」の支援

(4)時代にあった地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する

- 「小さな拠点」(多世代交流・多機能型)の形成支援
- 地方都市における経済・生活圏の形成
 - ・都市のコンパクト化と周辺等の交通ネットワーク形成
- 大都市圏における安心な暮らしの確保
 - ・大都市近郊の公的賃貸住宅団地の再生、福祉拠点化
- 既存ストックのマネジメント強化
 - ・公的不動産等の利活用についての民間活力活用、空き家対策推進
 - ・中古住宅市場の整備、インフラの戦略的な維持管理・更新等の推進
- 地方都市における経済・生活圏の形成
 - ・「連携中枢都市圏」の形成

【各論】国土交通省の主な施策(Ⅲ. 今後の施策の方向)

○ 観光地域づくり

- ・ 「広域観光周遊ルート」の形成の促進・情報発信、無料公衆無線LANや多言語対応案内表示等の訪日外国人受入環境整備等
- ・ 全国各地の免税店舗数の飛躍的拡大
- 訪日外国人旅行客数2,000万人
- 訪日外国人旅行消費額を約3兆円に拡大、約7.6万人の雇用創出

○ 中山間地域等における「小さな拠点」(多世代交流・多機能型)の形成

- ・ 市町村が策定する構想に基づき、基幹となる集落に、機能・サービスを集約化し、周辺集落との交通ネットワークを持つ「小さな拠点」において、各種の生活支援サービスを維持
- ・ 補助・規制の必要な見直し

○ 都市のコンパクト化と周辺等の交通ネットワーク形成

- ・ 都市再生特別措置法に基づく立地適正化計画及び地域公共交通活性化再生法に基づく地域公共交通網形成計画制度の周知・普及
- ・ 関係省庁で構成される「コンパクトシティ形成支援チーム」(事務局:国土交通省)を設け、市町村の取組を強力に支援する体制を構築

○ 大都市近郊の公的賃貸住宅団地の再生、福祉拠点化

- ・ 公的賃貸住宅団地の集約化・建替え等と併せた高齢者の地域包括ケアの拠点等の形成
- ・ 地域包括ケアと連携した「スマートウェルネス住宅・シティ」の展開の推進

○ 新たな都市圏の形成

- ・ 重複する都市圏概念を統一し、名称を「連携中枢都市圏」とする
- ・ 相当の規模と中核性を備える圏域において複数の市町村が連携し、コンパクト化とネットワーク化により「経済成長のけん引」、「高次都市機能の集積・強化」及び「生活関連機能サービスの向上」を図る

【各論】その他の国土交通省関連施策

Ⅲ. 今後の施策の方向

(1) 地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする

- 地域における良質な雇用の創出、職業人材の育成支援
- 「地域ブランド」の確立等付加価値向上、地域資源を活用した「ふるさと名物」の開発
- 地域の歴史・町並み・文化・芸術・スポーツ等による地域活性化

(2) 地方への新しいひとの流れをつくる

- 地域移住希望者への支援体制
- 二地域居住の本格支援
- 「日本版CCRC」の検討(※CCRC: Continuing Care Retirement Community(高齢者のための生活共同体))
- 政府関係機関の地方移転
- 遠隔勤務(サテライトオフィス、テレワークの促進)

(3) 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

- 「三世代同居・近居」の支援

(4) 時代にあった地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する

- 公共施設・公的不動産の利活用についての民間活力の活用
- 空き家対策の推進、中古住宅市場の整備

Ⅳ. 社会保障制度・税制・地方財政等

- 建築物に係る規制や道路空間の有効活用等について検討

まち・ひと・しごとの創生に当たっては、昨年7月に公表した「国土のグランドデザイン2050」において示したコンパクト＋ネットワークの考え方を具体化するなどの構造的アプローチが重要

コンパクト＋ネットワークの意義・必要性

人口減少下において、各種サービスが効率的に提供できる圏域人口の確保や利便性の向上を図るため、既存ストックを最大限に活用しつつ、**コンパクト化(コンパクトシティ・小さな拠点)**を行うとともに、**交通・情報ネットワークの活用**を図る。

多様性と連携による国土・地域づくり

- ①各地域が「**多様性**」を再構築し、自らの資源に磨きをかける
- ②地域の「**個性**」に磨きをかけ、地域間の「**対流**」を生み出す(対流促進型国土)
- ③複数の地域間の「**連携**」により、人・モノ・情報の交流を促進

地域づくりのあり方<地域の構造>

- (1) 中山間地域において、「小さな拠点」の活用
- (2) 地方都市において、都市のコンパクト化と交通ネットワーク形成の推進
- (3) 複数の市町村が連携し、高次都市機能の集積と生活サービスの向上を担う「連携中枢都市圏」の形成
- (4) 大都市圏郊外において、地域包括ケアシステムと連携した多世代対応型の住宅・まちづくりの展開

「小さな拠点」(多世代交流・多機能型拠点)の形成

施策概要・目的

○買い物等の日常生活に不可欠な施設・機能や地域の福祉ニーズに対応した生活・福祉サービスを一定のエリア内に集め、周辺集落と交通ネットワーク等で結ぶ「小さな拠点(多世代交流・多機能型)」を形成し、持続可能な地域づくりを推進する。

2020年KPI

○国のKPIは、小さな拠点(多世代交流・多機能型)の形成数とするが、具体的な数値は「地方版総合戦略」における各自治体の設定状況を踏まえ設定。

施策イメージ



工程表(地方局関連部分)

緊急的取組

- 「小さな拠点」(多世代交流・多機能型)に関する仕組みを検討し、成案を得る
- 市町村における先行的取組の支援

27年度

- 関係予算の窓口一元化
- 「小さな拠点」(多世代交流・多機能型)を進めるための仕組みの整備(次期通常国会での法案提出を早急に検討し結論)
- 市町村における「小さな拠点」(多世代交流・多機能型)の整備の構想策定

28年度以降

- 市町村における「小さな拠点」(多世代交流・多機能型)の本格的な形成・運営

都市のコンパクト化と周辺等の交通ネットワーク形成

施策概要・目的

- 都市再生特別措置法及び地域公共交通活性化再生法における立地適正化計画制度及び地域公共交通網形成計画制度についての周知・普及
- 地域包括ケアシステムの構築や公共施設の再編との整合性や相乗効果等を考慮しつつ、都市のコンパクト化と、公共交通網の再構築をはじめとする周辺等の交通ネットワーク形成を推進

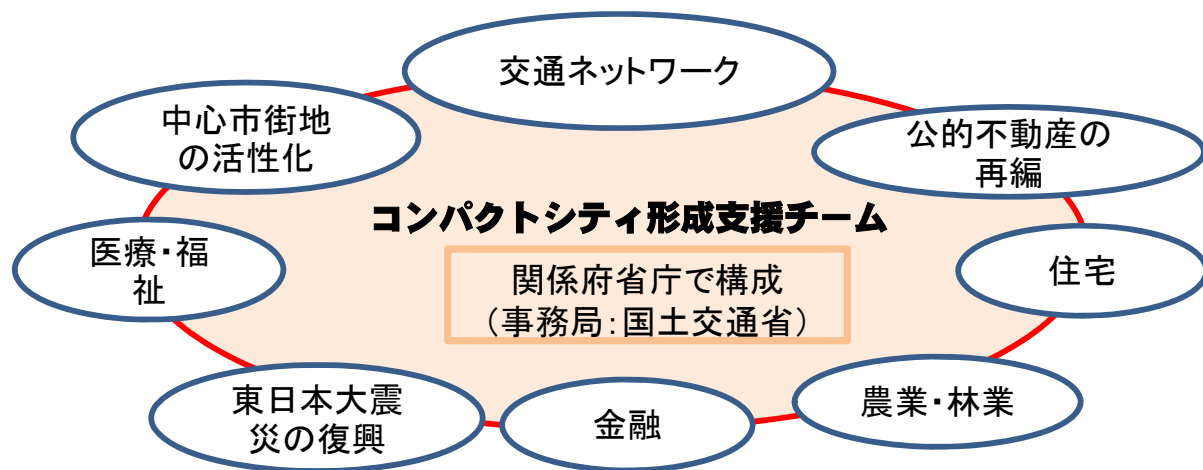
2020年KPI

- 立地適正化計画を作成する市町村数：150市町村
- 地域公共交通網形成計画の策定総数：100件
- ※「地方版総合戦略」における各地方公共団体の設定状況を踏まえ、必要に応じて見直し

施策イメージ

コンパクトシティ形成支援チームによる支援

関係府省庁をあげて、横の連携を強化し、市町村の取組を強力に支援



- ・ 市町村からの相談等のワンストップ対応
- ・ 政策現場における課題やニーズの吸い上げ・共有
- ・ 国の制度・施策へのフィードバック
- ・ 政策に関する情報の発信

工程表(地方局関連部分)

緊急的取組

27年度

28年度以降

- コンパクトシティ形成支援チームの立ち上げ

- 都市のコンパクト化と公共交通網の再構築をはじめとする周辺等の交通ネットワーク形成を支援

コンパクトシティ形成支援チームの設置

○コンパクトシティの推進に当たっては、都市全体の観点から、地域包括ケアシステムの構築や公共施設の再編、中心市街地活性化等の関係施策との整合性や相乗効果等を考慮しつつ、総合的に検討する必要。

○『まち・ひと・しごと創生総合戦略』（平成26年12月27日閣議決定）を受けて、関係省庁による「コンパクトシティ形成支援チーム」（事務局：国土交通省）を設置（平成27年3月）

国土交通省、内閣官房、復興庁、総務省、財務省、金融庁、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省

➡ コンパクトシティ形成に向けた取組が一層円滑に進められるよう、関係施策が連携した支援策について検討するなど、関係省庁をあげて横の連携を強化し、市町村の取組を強力に支援

『まち・ひと・しごと創生総合戦略』（平成26年12月27日閣議決定）

関係省庁による「コンパクトシティ形成支援チーム」を設置し、強力な支援体制を構築



- 市町村からの相談等のワンストップ対応
- 政策現場における課題やニーズの吸い上げ・共有
- 国の制度・施策へのフィードバック
- 政策に関する情報発信

◆3月19日 第1回 コンパクトシティ形成支援チーム会議（設置）

◆4月10日 第2回 コンパクトシティ形成支援チーム会議

○地方公共団体に対する関係省庁のコンパクトシティ形成に向けた政策に関する説明会（260自治体から426名が参加）

◆今後の予定

○ブロック別相談会、自治体からのヒアリングによる課題やニーズの吸い上げ・共有 等

開催実績・スケジュール

「連携中枢都市圏」の形成

施策概要・目的

- 重複する都市圏概念を統一し、名称を「連携中枢都市圏」とする。
- 市町村が連携し、コンパクト化とネットワーク化により「経済成長のけん引」、「高次都市機能の集積・強化」及び「生活関連機能サービスの向上」を行うことにより、人口減少・少子高齢化社会においても一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点を形成

2020年KPI

- 国のKPIは、「連携中枢都市圏」の形成数(具体的な数値は「地方版総合戦略」における各地方公共団体の設定状況を踏まえ設定)
- 国は、都市圏の形成は地方の自主性に基づくものであることを尊重しつつ、一体的な支援策を通じ、全ての対象都市圏での都市圏の形成を目指す
- 地方公共団体は、都市圏の特性を踏まえ、成果目標を設定

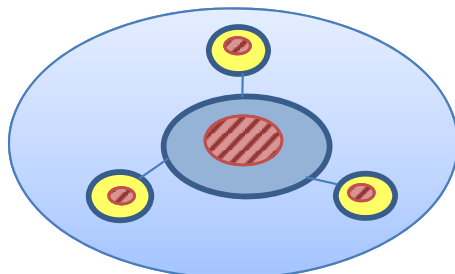
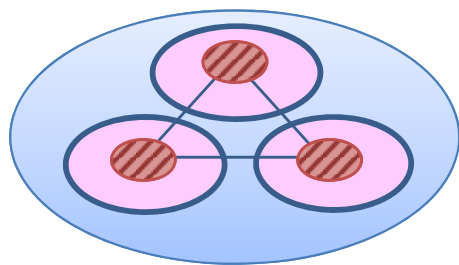
施策イメージ

コンパクト+ネットワークの実現による広域都市連携(連携中枢都市圏)

広域連携を推進する都市圏

複数連たん型の都市圏

中核市けん引型の都市圏



複数の都市が役割を分担

中核的な都市が中心的な役割を担う

連携の内容	行政機関のみならず、民間企業や大学、病院をはじめとする高次の都市機能を分担して連携
連携の目的と構成	高次の都市機能確保のための連携
コンパクト+ネットワークの実現	都市構造をコンパクト化し、交通ネットワークにより接続

工程表(地方局関連部分)

緊急的取組

2015年度

2016年度以降(5年後まで)

○関係府省庁の支援策(案)の明示

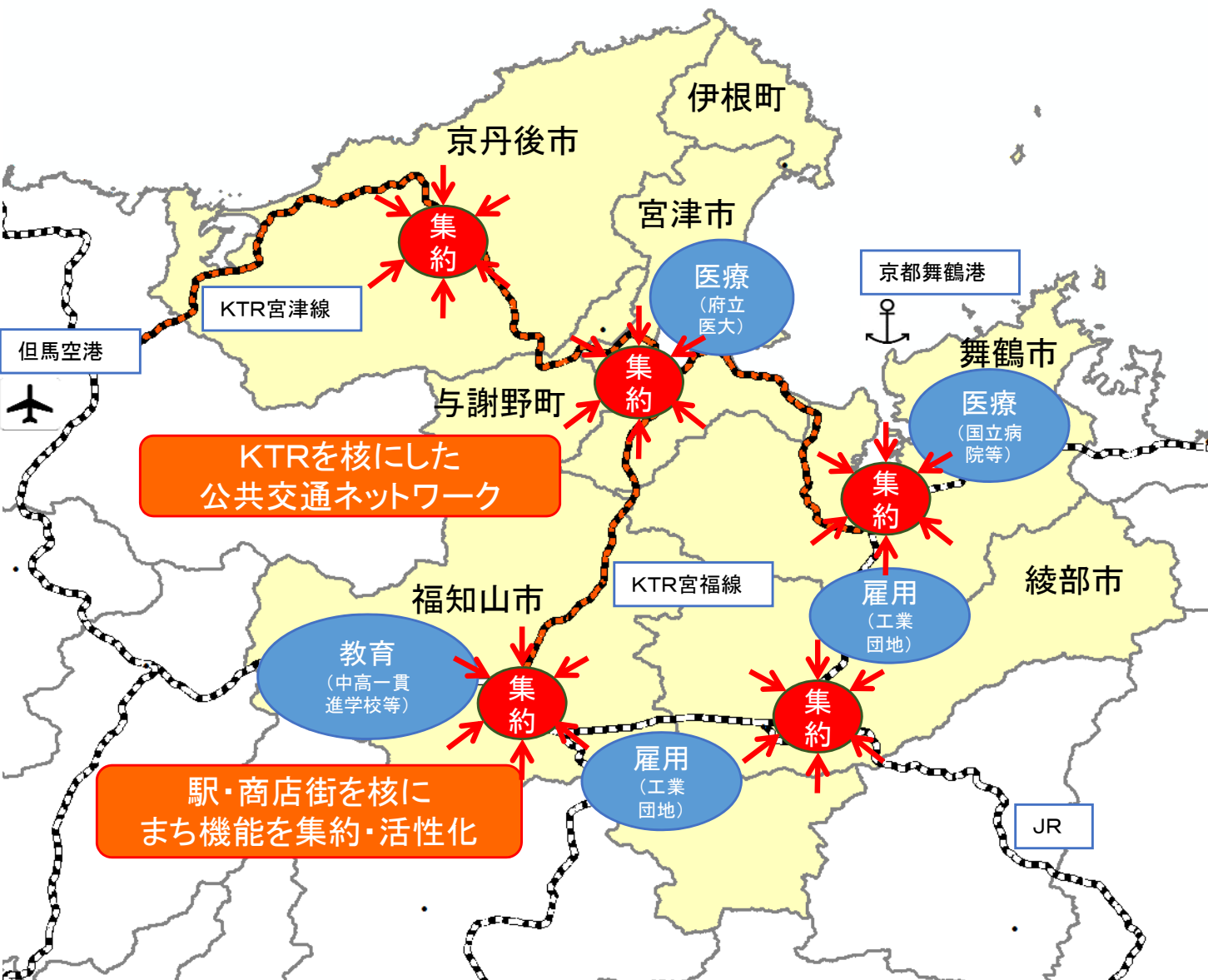
- 対象となる都市(圏)の条件について、地方公共団体の意向を踏まえた調査・検討を行った上で確定
- 「連携中枢都市圏」に対する支援
 - ※現行の「地方中枢拠点都市圏」に対しては
 - ・中心都市等への交付税措置
 - ・補助事業採択における配慮
 - ・その他、活力ある経済・生活圏の形成に向けた支援の検討
 - ※「連携中枢都市圏」構想について、国土形成計画(全国計画及び広域地方計画)へ反映

- 「連携中枢都市圏」に対する支援
 - ・中心都市等への交付税措置
 - ・補助事業採択における配慮
 - ・その他、活力ある経済・生活圏の形成に向けた支援の実施

地域・都市間の連携による都市圏の形成

○公共交通網による移動の確保を核に、(一都市集中ではなく)互いに役割をシェア・補完しつつ、圏域として都市機能・生活水準の向上を図り、30万人口を維持(都会ではできない豊かで文化的な生活)

京都府北部地域の都市圏像



自治体間連携

・医療・教育など住民サービスのシェア・補完 等

ICTを活用した効率的な公共交通

・ICカードによる住民の移動情報の把握 等

個性的な商店街の相互利用

・公共交通を活用した商店街の相互利用 等

良好な域外アクセス

・但馬空港、JR等による域外アクセス向上

	2010年人口
福知山市	8.0万人
舞鶴市	8.9万人
綾部市	3.6万人
宮津市	2.0万人
京丹後市	5.9万人
伊根町	0.2万人
与謝野町	2.3万人
合計	30.9万人

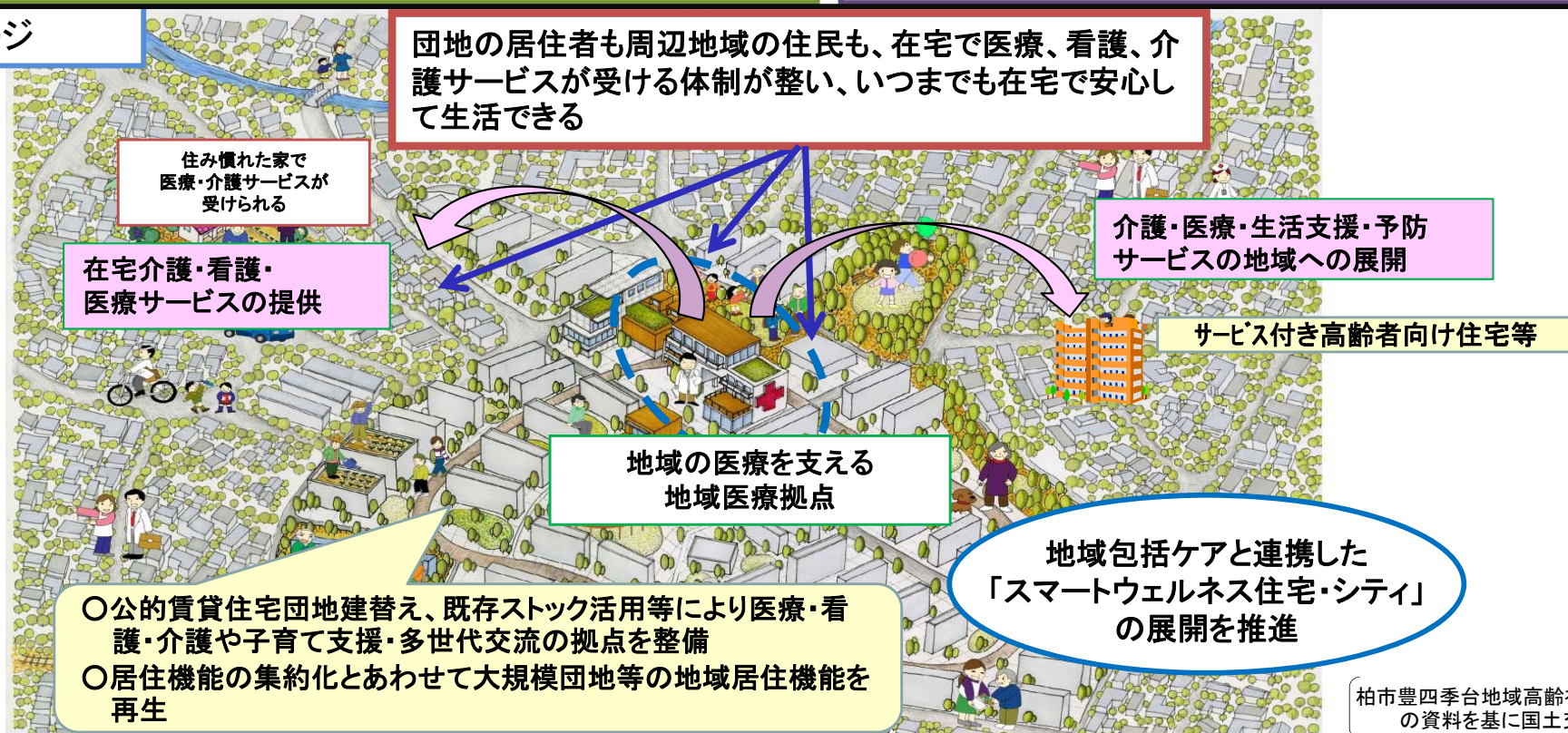
施策概要・目的

○大都市近郊の公的賃貸住宅団地において、急速な高齢化の進展に伴い、医療・介護サービスへのニーズが拡大していることから、これらの公的賃貸住宅団地の再生、福祉拠点化を図る。

2020年KPI

- UR団地の医療福祉拠点化（大都市圏のおおむね1,000戸以上のUR団地約200団地のうち、100団地程度で拠点を形成）
- 高齢者施設、障害者施設、子育て支援施設等を併設する公的賃貸住宅団地（100戸以上）の割合：25%（2012年度21%）

施策イメージ



柏市豊四季台地域高齢社会総合研究会の資料を基に国土交通省作成

工程表(地方局関連部分)

緊急的取組

27年度

28年度以降

- 住宅団地等における併設施設の整備に対して支援を実施(継続)
- 地域の居住機能を再生する取組を総合的に支援(継続)

- 次期住生活基本計画(27年度中改訂予定)の改訂内容を踏まえ、公的賃貸住宅団地の再生、福祉拠点化を促進する取組を推進

観光地域づくり(「広域観光周遊ルート」の形成・発信等)

施策概要・目的

- 東京やゴールデンルートに集中している訪日外国人旅行者を地域へ呼び込むための「広域観光周遊ルート」の形成・発信
- 観光資源を活かした地域づくりと、体制づくり、受入環境整備等を一体で実施
- 訪日外国人旅行者の観光による消費の活性化のための免税店の拡大

2020年KPI

- 訪日外国人旅行者数2000万人
- 訪日外国人旅行消費額を3兆円に拡大

施策イメージ

<「広域観光周遊ルート」(骨太な「観光動線」)の形成>

複数の都道府県を跨って、テーマ性・ストーリー性を持った一連の魅力ある観光地を、交通アクセスも含めてネットワーク化して、外国人旅行者の滞在日数(平均6日~7日)に見合った「広域観光周遊ルート」の形成を促進し、海外へ積極的に発信する。



広域観光周遊ルートの例
(「昇龍道」プロジェクト)

<観光資源を磨いて活かす地域づくり>

関係府省庁と連携しつつ、歴史まちづくり、美しい自然、海洋資源、豊かな農山漁村、魅力ある食文化等の観光資源を活かした地域づくりと、体制づくり、受入環境整備、交通アクセスの円滑化等の観光振興のための施策を一体で実施。



歴史的景観等と連携した観光振興の例
(岐阜県高山市)

<地方における消費税免税店の拡大>

免税手続きの第三者への委託を可能とし、商店街・物産センター等において、免税手続きの一括カウンターの設置を実現するなど、免税販売手続きにおけるより一層の利便性向上を図ることにより、地方を訪れる外国人旅行者向け消費税免税店を拡大させ、地域経済を活性化。



一括免税手続きカウンター
(イメージ)

<外国人旅行者の受入環境の整備等>

訪日外国人旅行者の不便や障害等の解消と満足度の向上を図るべく、外国人目線に立って、外国人旅行者が移動・滞在しやすい環境の整備に向けた取組を強化。

⇒無料Wi-Fi環境の整備促進、クレジットカード等の決済環境の整備、案内標識の整備など多言語対応の強化、道の駅など観光案内拠点の充実等



多言語対応した案内標識の例
(埼玉県川越市)

工程表(地方局関連部分)

緊急的取組

- 広域観光周遊ルートの形成に向けた早期の体制構築の支援等

2015年度

- 広域観光周遊ルート形成の促進
- 地域資源を活用した観光地の魅力創造
- 免税販売手続きにおけるより一層の利便性向上の実現

2016年度以降(5年後まで)

- 自律的で持続可能な観光地域づくりのための取組の推進

国

国の長期ビジョン:2060年に1億人程度の人口を維持する中長期展望を提示

国の総合戦略:2015～2019年度(5か年)の政策目標・施策を策定

地方

地方人口ビジョン:各地域の人口動向や将来人口推計の分析や中長期の将来展望を提示

地方版総合戦略:各地域の人口動向や産業実態等を踏まえ、2015～2019年度(5か年)の政策目標・施策を策定

＜地方自治体の戦略策定と国の支援＞

- ・地方が自立につながるよう自らが考え、責任を持って戦略を推進。
- ・国は「情報支援」、「人的支援」、「財政支援」を切れ目なく展開。

情報支援

○「地域経済分析システム」

- ・各地域が、産業・人口・社会インフラなどに関し必要なデータ分析を行い、各地域に即した地域課題を抽出し対処できるよう、国は「地域経済分析システム」を整備。

人的支援

○「地方創生人材支援制度」

- ・小規模市町村に国家公務員等を首長の補佐役として派遣。

○「地方創生コンシェルジュ制度」

- ・市町村等の要望に応じ、当該地域に愛着・関心を持つ、意欲ある府省庁の職員を相談窓口として選任。

「まち・ひと・しごと創生」に関する支援②～財政支援～

○「地方版総合戦略」の策定・実施の財政的支援

緊急的取組

27年度

28年度以降

経済対策
(まち・ひと・しごと創生関連)

総合戦略に基づく取組

総合戦略に基づく取組

○地域住民生活等緊急支援のための
交付金(仮称)

○国:27年度を初年度とする
「総合戦略」を推進。
○地方:国の総合戦略等を勘案し、
「地方人口ビジョン」及び「地方版総
合戦略」を策定し、施策を推進。

○総合戦略の更なる進展

地方創生先行型の創設

地方の積極的な取組を支援する自由度の高い交付金を、26年度補正予算で先行的に創設。地方版総合戦略の早期かつ有効な策定・実施には手厚く支援。対象事業は、①地方版総合戦略の策定、②地方版総合戦略における「しごとづくりなど」の事業。メニュー例:観光振興、UIターン助成、創業支援など。

新型交付金の本格実施へ

○地方版総合戦略に基づく事業・施策を自由に行う
○客観的な指標の設定・PDCAによる効果検証を行う

地域消費喚起・生活支援型

メニュー例:
プレミアム付商品券
ふるさと名物商品・旅行券
低所得者等向け灯油等購入助成 等

税制・地方財政措置

○企業の地方拠点強化に関する取組を促進するための税制措置
○地方創生の取組みに要する経費について地方財政計画に計上し、地方交付税を含む地方の一般財源確保 等